

令和7年第6回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和7年7月20日（土）午後1時25分
- 2 開催場所 三種町役場 控室
- 3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則
- 4 欠席者
- 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
- 報告第18号 専決処分した事項の報告について（候補者の氏名等掲示順序の決定）
- 報告第19号 専決処分した事項の報告について（投票管理者の職務代理者の選任）
- 報告第20号 専決処分した事項の報告について（投票立会人の選任）
- 報告第21号 専決処分した事項の報告について（ポスター掲示場の変更）
- 報告第22号 専決処分した事項の報告について（移動期日前投票管理者の職務代理者の選任）
- 報告第23号 専決処分した事項の報告について（期日前投票立会人の選任）
- 報告第24号 専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）
- 報告第25号 専決処分した事項の報告について（選挙時抹消）

午後1時25分

三浦書記長 それでは令和7年第6回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

木村委員長 おはようございます。投票日ということでございますので、今一度気を引き締めていただきますようお願ひします。
それでは、本日は、参院選における専決処分の報告と、隨時抹消に係る案件となっていますので、よろしくお願ひします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ですが、飯塚委員と田村委員にお願いいたします。

それでは、案件に入っていきます。報告第18号「専決処分した事項の報告について（候補者の氏名等掲示順序の決定）」について、事務局から説明をお願いします。

宮田書記

はい。報告第18号ですが、本日執行の参院選における投票記載所に掲示する氏名等の掲示順序を報告するものです。

氏名等掲載順序は、議案2頁に記載のとおり決定しております。決定のためのくじは、7月3日の午後5時30分に実施しております。詳細については、3頁に記載のとおりです。説明は以上です。

木村委員長

はい、7月3日の午後5時30分に、氏名掲示の順序を決めるくじを行ったということで、報告を受けました。皆様よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

それでは、報告第18号は以上とします。

続きまして、報告第19号「専決処分した事項の報告について（投票管理者の職務代理者の選任）」、について説明をお願いします。

宮田書記

報告第19号は、参院選における投票管理者の職務代理者についての選任を専決処分したことについて、報告するものです。

変更の内容は4頁に記載のとおりとなっております。報告は以上です。

木村委員長

皆様よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

報告第19号については以上とします。続いて、報告第20号「専決処分した事項の報告について（投票立会人の選任）」、説明をお願いします。

宮田書記

報告第20号は、参院選における投票立会人についての選任を専決処分したことについて、報告するものです。

変更の内容は6頁に記載のとおりとなっております。報告は以上です。

木村委員長

皆様よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

報告第20号については以上とします。続いて、報告第21号「専決処分した事項の報告について（ポスター掲示場の変更）」、説明をお願いします。

宮田書記 報告第21号は、参院選におけるポスター掲示場の変更を専決処分したことについて、報告するものです。

変更の内容は7項に記載のとおりです。変更の理由ですけれども、変更前の箇所が県道の敷地内です、その関係で山本地域振興局の建設部から指導がありましたので、なるべく近くで個人の方の所有地で了承いただきましたので、このように変更しております。以上です。

木村委員長 皆様よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

報告第21号については以上とします。報告第22号「専決処分した事項の報告について（移動期日前投票管理者の職務代理者の選任）」、について説明をお願いします。

宮田書記 報告第22号は、参院選における移動期日前投票投票管理者の職務代理者についての選任を専決処分したことについて、報告するものです。

変更の内容は8頁に記載のとおりです。報告は以上です。

木村委員長 皆様よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

続いて報告第23号「専決処分した事項の報告について（期日前投票立会人の選任）」、について説明をお願いします。

宮田書記 すいません、説明に入る前に1つ前の報告第22号ですけれども、修正箇所が1点ありますのでお願いします。

議案8頁の中程に「1 投票所投票立会人」とありますが、正しくは「移動期日前投票所投票管理者の職務代理者」となりますので、修正をお願い致します。

では続きまして報告第23号ですけれども、参院選における期日前投票立会人についての選任を専決処分したことについて、報告するものです。

変更の内容は9頁に記載のとおりです。従事する日付の変更のみとなっております。報告は以上です。

木村委員長 皆様よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

続いて、報告第24号「専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）」、説明をお願いします。

宮田書記 報告第24号は、参院選における開票立会人の選任を専決処分したことについて、報告するものです。

開票立会人に選任した者は、10頁に記載のとおりです。秋田県選出議員選挙については、候補者1名から届出がありましたが、開票立会人は最低3名必要ですので、もう2名につきまして選管で補充選任を行っております。

また、比例代表選出議員選挙ですが、こちらは3政党から届出がございましたので、その3名に選任を行っております。以上です。

木村委員長 県選出は、候補者からの届出が1名なので、この1名に加えて選管で2名補充選任を行い、比例代表は政党からの届出のあった3名に選任したことです。これでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

木村委員長 報告第24号は以上とします。続いて、報告第25号「選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）」説明をお願いします。

宮田書記 報告第25号は、参院選の執行に際して、選挙人名簿から抹消することについてお諮りするものです。

抹消の対象は、前回の選挙時登録の後亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方です。1と2に記載の人数が抹消となります。

1の死亡抹消者は、7月2日から18日までに届出のあった死亡者が対象で、人数は男7人、女12人、計19人となっております。

2の転出抹消者は、令和7年3月2日から3月19日までに転出された方が対象で、人数は男13人、女10人、計23人となっております。

従いまして、本日の抹消者総数は、男20人、女22人、合計で42人となります。

抹消となる方の詳細については、別冊の名簿をご確認ください。また、今回の抹消を反映した選挙人名簿登録者数増減表を12頁に掲載していますので、そちらもご確認ください。説明は以上で

す。

- 木村委員長 はい、専決処分の報告でございますが、確認をお願いします。
期間の割に抹消が多いですね。
- 宮田書記 3月中の転出も入ってきますので、やはり3月・4月は転出される方が多いのでその影響もあると思われます。
- 飯塚委員 死亡は18日までの届出ということですが、死亡日が18日の方もいらっしゃるようですが。
- 宮田書記 はい、18日に亡くなって届出も18日中にされたということになります。
- 木村委員長 死亡者で期日前投票していた人は有効ですよね。
- 宮田書記 投票した後に亡くなつた方は、当日の有権者にも含まれますし、投票も有効です。
- 木村委員長 他に何かありますか。
(「ありません。」の声有り。)
- 特に無いようですので、報告第25号は以上のとおりといたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、先に事務局から何かありますか。
- 宮田書記 今後の日程等についてご説明いたします。
(以下、資料に基づき説明)
- 木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。
(「ありません。」の声あり。)
- 特に無いようですので、これで令和7年第6回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午後1時42分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____